

令和8年3月17日付け公告の内容

県営観音川北部地区土地改良事業（区画整理）を施行申請するにあたり、土地改良法第85条第5項の規定で準用する同法第5条第3項の規定に基づき、関係市町村長と協議をするので、同法第85条第6項の規定により公告する。

なお、同法施行規則第57条の2の2第2項に規定する事項は、次のとおりとする。

令和8年3月17日

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営観音川北部地区土地改良事業（区画整理）計画の概要

2 縦覧の期間

令和8年3月17日から令和8年4月14日まで

3 縦覧の場所

筑西市役所のウェブサイト

4 意見書の提出方法

当該事業計画の概要に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、意見ある者の住所、氏名を記載した意見書を提出すること。

5 意見書の提出先

〒308-8616

筑西市丙360番地

筑西市役所ふるさと整備課